

# 軽自動車検査協会検査事務規程(昭和48年9月26日協会規程第16号)の一部改正について

## 1. 改正理由

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正に伴い所要の改正が必要なため、軽自動車検査協会検査事務規程の一部改正を行います。

## 2. 改正概要

### (1) 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正に伴う改正

○独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程（以下、審査事務規程という。）第63次改正により別添2新規検査等書面審査要領の構成等が見直されたため、当協会で準用する読み替え規定等所要の改正を行います。

○審査事務規程第63次改正により別添3並行輸入自動車審査要領の構成等が見直されたため、当協会で準用する読み替え規定等所要の改正を行います。

### (2) その他、書きぶりの適正化等所要の改正

## 3. 施行日

令和7年4月1日

## 軽自動車検査協会検査事務規程の一部を改正する新旧対照表

### ○ 軽自動車検査協会検査事務規程（昭和 48 年 9 月 26 日協会規程第 16 号）

新	旧
目次（略）	目次（略）
第 1 章（略）	第 1 章（略）
第 2 章 検査の実施方法	第 2 章 検査の実施方法
2-1～2-4（略）	2-1～2-6（略）
2-5 製作年月日等	2-5 製作年月日等
2-5-1 製作年月日	2-5-1 製作年月日
自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。 <u>なお、並行輸入自動車において「保安基準適用年月日」と表現しているものは「製作年月日」として取扱うものとする。</u> (1)～(2)（略）	自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。 <u>（1)～(2)（略）</u>
2-5-2（略）	2-5-2（略）
2-6（略）	2-6（略）
2-7 検査の実施方法 検査は、次に定めるところにより実施するものとする。この場合において、持込検査にあっては第 4 章及び第 5 章に規定する項目について実施し、検査コースにおける自動車の状態は、個別に定める場合を除き、検査時車両状態とする。 なお、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。 (1) 新規検査及び予備検査 ①～⑤（略） ⑥ 完成検査終了証又は出荷検査証の提出がある自動車の検査 型式指定自動車及び多仕様自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、②（多仕様自動車にあっては、②アからケ	2-7 検査の実施方法 検査は、次に定めるところにより実施するものとする。この場合において、持込検査にあっては第 4 章及び第 5 章に規定する項目について実施し、検査コースにおける自動車の状態は、個別に定める場合を除き、検査時車両状態とする。 なお、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。 (1) 新規検査及び予備検査 ①～⑤（略） ⑥ 完成検査終了証又は出荷検査証の提出がある自動車の検査 型式指定自動車及び多仕様自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、②（多仕様自動車にあっては、②アからケ

<p>までに掲げる事項について当該器具を用いて検査する装置が多仕様自動車として指定を受けた範囲に含まれているものに限る。)、③(多仕様自動車は③ヶを除く。)、④才及びカの検査を書面審査に代えることができる。</p> <p>ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査に代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りではない。</p> <p>ア～イ(略)</p> <p>⑦～⑧(略)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>(4) 第4章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36条第5項、第6項、第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(令和2年国土交通省告示第1331号)関係)</p> <p>①～③(略)</p> <p>④ 使用の過程にある自動車<u>又は</u>自動車予備検査証の交付を受けた自動車(審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」<u>3.2.に該当する</u>自動車に限る。)であって、新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る審査を行う場合には、2-12、2-13及び2-15の規定によるものとする。</p> <p>(5)～(9)(略)</p> <p>2-8(略)</p> <p>2-9 受検車両と書面の同一性確認</p> <p>(1) 持込検査にあたっては、自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載</p>	<p>までに掲げる事項について当該器具を用いて検査する装置が多仕様自動車として指定を受けた範囲に含まれているものに限る。)、③(多仕様自動車は③ヶを除く。)、④才及び<u>④カ</u>の検査を<u>提出書面の</u>審査に代えることができる。</p> <p>ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査に代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りではない。</p> <p>ア～イ(略)</p> <p>⑦～⑧(略)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>(4) 第4章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36条第5項、第6項、第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(令和2年国土交通省告示第1331号)関係)</p> <p>①～③(略)</p> <p>④ 使用の過程にある自動車<u>又は</u>自動車予備検査証の交付を受けた自動車(審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」<u>4.(3)及び(4)に掲げる</u>自動車に限る。)であって、新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る審査を行う場合には、2-12、2-13及び2-15の規定によるものとする。</p> <p>(5)～(9)(略)</p> <p>2-8(略)</p> <p>2-9 受検車両と書面の同一性確認</p> <p>(1) 持込検査にあたっては、自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載</p>
---	--

<p>又は記録されている車台番号及び原動機の型式と同一であること を確認するものとする。</p> <p>この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあっては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって持込検査の受付があった自動車に打刻されている原動機（電動機に限る。）の型式を確認したものとみなす。</p> <p>なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機の型式については、改造自動車等審査結果通知書等又は審査済みの審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び軽自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。</p> <p><u>また、輸入自動車特別取扱自動車であって、提示された自動車の原動機の型式と輸入自動車特別取扱届出済書に記載されている原動機の型式が異なる場合には、提示された自動車の原動機の型式と当該自動車の類別区分番号に応じて諸元表に記載されている原動機の型式が同一であればよい。</u></p> <p>①～④(略)</p> <p>(2)～(4)(略)</p> <p>2-10～2-11(略)</p> <p>2-12 検査における書面の提出又は提示等</p> <p>2-12-1 保安基準への適合性を証する書面</p> <p>(1) 技術基準等への適合性を証する書面 次のいずれかの書面とする。</p> <p>①～②(略)</p>	<p>又は記録されている車台番号及び原動機の型式と同一であること を確認するものとする。</p> <p>この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあっては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって持込検査の受付があった自動車に打刻されている原動機（電動機に限る。）の型式を確認したものとみなす。</p> <p>なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機の型式については、改造自動車等審査結果通知書等又は審査済みの審査事務規程別添2「新規検査等<u>提出</u>書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び軽自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。</p> <p>①～④(略)</p> <p>(2)～(4)(略)</p> <p>2-10～2-11(略)</p> <p>2-12 検査における書面の提出又は提示等</p> <p>2-12-1 保安基準への適合性を証する書面</p> <p>(1) 技術基準等への適合性を証する書面 次のいずれかの書面とする。</p> <p>①～②(略)</p>
--	---

<p>③ <u>当該自動車を製作した</u>者が発行した適合証明書          ④～⑧(略)          (2)～(3)(略)</p>	<p>③ 自動車製作者が発行した適合証明書          ④～⑧(略)          (2)～(3)(略)</p>
<p>2-12-2 検査に必要な書面          (1)～(4)(略)</p>	<p>2-12-2 検査に必要な書面          (1)～(4)(略)</p>
<p>(5) 輸入自動車特別取扱届出済書          ①～②(略)          ③ 輸入自動車特別取扱届出済書<u>の裏面</u>の内容は次の点に注意すること。</p>	<p>(5) 輸入自動車特別取扱届出済書          ①～②(略)          ③ 輸入自動車特別取扱届出済書<u>について、表面の内容に疑義が生じた場合には、本部検査部検査企画課に確認するものとし、裏面</u>の内容は次の点に注意すること。</p>
<p>ア～イ(略)</p> <p>④ <u>輸入自動車特別取扱届出済書の記載内容に疑義が生じた場合は、本部検査部検査企画課に当該届出済書で検査を実施してよいかどうかを確認すること。</u></p> <p>(6)～(10)(略)</p>	<p>ア～イ(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6)～(10)(略)</p>
<p>2-13 新規検査等の書面審査</p> <p>2-13-1 審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」の準用</p> <p>(1) 当日書面審査</p>	<p>2-13 新規検査等の<u>提出</u>書面審査</p> <p>2-13-1 審査事務規程別添2「新規検査等<u>提出</u>書面審査要領」の準用</p> <p>(1) 当日<u>提出</u>書面審査</p>
<p>① <u>審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」3.1.に該当する自動車</u>の新規検査又は予備検査(自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。2-13-1(1)②において「新規検査等」という。)に係る検査は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」により実施するものとする。</p>	<p>① <u>指定自動車等(事前届出対象自動車を除く。)</u>の新規検査又は予備検査(自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。2-13-1(1)②において「新規検査等」という。)に係る検査は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添2「新規検査等<u>提出</u>書面審査要領」<u>附則1</u>により実施するものとする。</p>

なお、当該要領中 4.2. (4)③に係る取扱いについては準用しない。(以下 2-13において同じ。)

② 審査事務規程別添 2「新規検査等書面審査要領」3.1. に該当する自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、審査事務規程別添 2「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び添付資料を提出することを求めるものとする。

ただし、添付資料のうち自動車を特定する書面については、「提出」を「提示」に代えることができる。

③ 新規検査等届出書及び添付資料に不備があった場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

## (2) 事前書面審査

① 審査事務規程別添 2「新規検査等書面審査要領」3.2. に該当する自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項の変更(以下 2-13-1(2)において「新規検査等」という。)に係る検査は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添 2「新規検査等書面審査要領」により実施するものとする。

(削除)

② 審査事務規程別添 2「新規検査等書面審査要領」3.2. に該当する自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検

② 指定自動車等(事前届出対象自動車を除く。)の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」附則 1 に定める新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出することを求めるものとする。

③ 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料に不備があった場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

## (2) 事前提出書面審査

① 事前届出対象自動車(審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4. (1) 又は(2)の自動車に限る。)の新規検査又は予備検査(自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)に係る検査は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」附則 2 により実施するものとする。

② 事前届出対象自動車(審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4. (3) 又は(4)の自動車に限る。)の新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る検査は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」附則 3 により実施するものとする。

③ 事前届出対象自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査(以下 2-13-1(2)④、⑤及び⑥において「新規検査等」という。)

査等に先立って、審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び添付資料を、新規検査等を申請する事務所等（審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」2.(3)の代表届出の自動車にあっては主管事務所又は沖縄事務所）に提出することを求めるものとする。

③ 新規検査等届出書及び添付資料を出した者から、届出書等を取下げる旨の申告があった場合には、審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。

④ 審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」3.2.に該当する自動車の新規検査等に係る検査は、新規検査等届出書及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了したものについて実施するものとする。

⑤ 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」3.2.に該当する自動車の新規検査等の申請があった場合又は書面審査が終了した新規検査等届出書及び添付資料の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、検査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

⑥ ②の規定による新規検査等届出書等を提出される事務所等と2-15-1(2)の規定による改造自動車等届出書等を提出される事務所等が同一であり、審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」に基づく届出の添付資料として改造自動車に関する書面が提出された場合は、①から⑤までによるほか、審査事務規程別添4「改造

の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を、新規検査等を申請する事務所等（審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」4.(2)及び(4)の代表届出の自動車にあっては主管事務所又は沖縄事務所）に提出することを求めるものとする。

④ 事前届出対象自動車の新規検査等の申請を行おうとする者から、提出した新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を取下げる旨の申告があった場合には、審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。

⑤ 事前届出対象自動車の新規検査等に係る検査は、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了したものについて実施するものとする。

⑥ 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない事前届出対象自動車の新規検査等の申請があった場合又は書面審査が終了した新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、検査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

⑦ ③の規定による新規検査等届出書等を提出される事務所等と2-15-1(2)の規定による改造自動車等届出書等を提出される事務所等が同一であり、審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」附則2に基づく届出の添付資料として改造自動車に関する書面が提出された場合は、①から⑥までによるほか、審査事務規程

自動車審査要領」別表第3により審査を実施するものとする。

2-13-2 審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」の読み替え

審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

<u>新規検査等 書面審査要 領</u>	<u>中欄</u>	<u>右欄</u>
1.	に係る審査を行うにあたり	を行うにあたり
2. (9)	事務所等の長（地方検査部にあ つては検査課の長）	事務所長又は支所長
4. 1.	本則4-13-1(2)及び4-13-2(2)	規程2-13-1(1)及び2-13-1(2)
4. 1. 表中 別紙（別添 2 関係） 3. (2) 23.	試作車・組立車審査結果通知書 等	改造自動車等審査結果通知書等 (試作車又は組立車に限る。)
4. 1. 表中 以下同じ	改造自動車審査結果通知書等	改造自動車等審査結果通知書等
4. 2. (2) 以下同じ	地方検査部	主管事務所
4. 2. (4)	検査コースにおける審査	検査コースにおける検査
5. 1. (4)①	個別届出又は複数台数届出の場 合 S、事務所コード（3桁）、年度 番号（2桁）及び一連番号（4 桁）を組み合わせたものとす	代表届出以外の場合 事務所等で定める一連番号とす る。

別添4「改造自動車審査要領」別表第3により審査を実施するものとする。

2-13-2 審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」の読み替え

審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」中(3.④を除く。)、  
下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

(新設)

	る。	
5. 1. (4)② 以下同じ	検査部記号	主管事務所又は沖縄事務所記号
5. 1. (4)② (例) 以下同じ	関東検査部	東京主管事務所
5. 1. (4)② (例) 以下同じ	関東技審	東京事審
5. 1. (4)② 表中 以下同じ	地方検査部名 <u>北海道検査部 北海道技審</u> <u>東北検査部 東北技審</u> <u>関東検査部 関東技審</u> <u>北陸信越検査部 北信技審</u> <u>中部検査部 中部技審</u> <u>近畿検査部 近畿技審</u> <u>中国検査部 中国技審</u> <u>四国検査部 四国技審</u> <u>九州検査部 九州技審</u> <u>沖縄事務所 沖縄技審</u>	主管事務所等名 <u>札幌主管事務所 札幌事審</u> <u>宮城主管事務所 宮城事審</u> <u>東京主管事務所 東京事審</u> <u>新潟主管事務所 新潟事審</u> <u>愛知主管事務所 愛知事審</u> <u>大阪主管事務所 大阪事審</u> <u>広島主管事務所 広島事審</u> <u>香川主管事務所 香川事審</u> <u>福岡主管事務所 福岡事審</u> <u>沖縄事務所 沖縄事審</u>
5. 3. (3)	4. 2. (4)③の方法により提出された届出書等にあっては、届出者がオンライン届出システムにおいて取下処理を行うことにより取下願出書の提出に代えることができる。	新規検査等事前審査管理台帳に取下処理を行った旨（例：○年○月○日取下げ）を記録するものとする。
7. (1)	本則4-15(6)	規程2-15-1(6)

<u>以下同じ</u>			
<u>7. (4)</u> <u>以下同じ</u>	<u>現車審査</u>	<u>現車検査</u>	
<u>8. 1.</u>	<u>的確で厳正かつ公正な審査</u>	<u>公正かつ確実な検査</u>	
<u>9. (1)</u>	<u>本則4-7</u>	<u>規程2-7</u>	
<u>9. (2)</u>	<u>本則4-13</u>	<u>規程2-13</u>	
<u>別紙（別添 2 関係） 2. (8)</u>	<p><u>自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。</u></p> <p><u>ただし、自動車を特定する書面に自動車審査高度化施設において活用することができる二次元コードが付されている使用の過程にある自動車にあっては、これを省略することができる。</u></p>	<p><u>二次元コードの表示については、当分の間、記載を要しない。</u></p>	
<u>別紙（別添 2 関係） 1. (9)⑤</u>	<p><u>試作車・組立車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が記載されていること。</u></p> <p><u>なお、運輸局等に届出中の場合には、その旨を付記することよい。</u></p> <p><u>(記載例) ・試作車として○○運輸局に届出中。（○月○日届出）</u></p>	<p><u>改造自動車等審査結果通知書等を用いる試作車又は組立車にあっては、当該通知書等の番号が記載されていること。</u></p>	
<u>別紙（別添</u>	<u>試作車・組立車審査結果通知書</u>	<u>自動車製作者による証明書、自</u>	

<u>2 関係)</u> <u>3. (1)</u>	等、自動車製作による証明 書、自動車検査証の情報を車検 証閲覧アプリで出力した自動車 検査証記録事項、自動車検査証 (令和4年以前に交付されたも のに限る。)	自動車検査証記録事項、自動車檢 查証	
<u>別紙 (別添</u> <u>2 関係)</u> <u>13. ②</u>	<u>本則4-12-1(1)</u>	<u>規程2-12-1(1)</u>	
<u>別紙 (別添</u> <u>2 関係)</u> <u>20.</u>	<u>試作車・組立車審査結果通知書</u> 等	<u>改造自動車等審査結果通知書等</u>	
<u>別紙 (別添</u> <u>2 関係)</u> <u>25. (2)</u>	<u>別添4「改造自動車審査要領」</u> の別表第2	<u>規程別表</u>	
<u>第1号様式</u> <u>(その1)</u> <u>(別添2の</u> <u>5. 関係)</u> <u>以下同じ</u>	<u>独立行政法人自動車技術総合機</u> 構	<u>軽自動車検査協会</u>	
<u>第13号様式</u> <u>(別添2関</u> <u>係)</u> <u>以下同じ</u>	<u>所長 (課長) 次長 上席検査官</u> 主席検査官 検査官	<u>所長 課長 特別検査員 総括検査</u> 員 上級検査員 主任検査員 検査 員 検査員補	
<u>第13号様式</u> <u>(別添2関</u> <u>係)</u>	<u>審査事務規程本則並びに別添2</u> 「新規検査等書面審査要領」に 基づき、	<u>規程2-13並びに審査事務規程別</u> 添2「新規検査等書面審査要領」 に基づき、	

<u>以下同じ</u>		
<u>第14号様式</u> <u>(その1)</u> <u>(別添2関係)</u>	<u>オンライン届出システム</u>	<u>共有ネットワークサーバ</u>
<u>第14号様式</u> <u>(その2)</u> <u>(別添2関係)</u>	<u>改造自動車審査結果通知書</u>	<u>改造自動車等審査結果通知書</u>

(削除)

<u>新規検査等 提出書面要領</u>	<u>中欄</u>	<u>右欄</u>
<u>4. 以下同じ</u>	<u>改造自動車審査結果通知書等</u>	<u>改造自動車等審査結果通知書等</u>
<u>附則1 3. 1.</u>	<u>本則4-13-1(2)</u>	<u>規程2-13-1(1)②</u>
<u>附則1 3. 1. (備考) (13) 以下同じ</u>	<u>本則 4-15(2)に基づき別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書</u>	<u>規程 2-15-1(2)に定める様式9の改造自動車等届出書、様式 10 の改造概要等説明書</u>
<u>附則1 3. 2. (1) (以下、附則1において同じ。)</u>	<u>運輸支局等と同一敷地内にある事務所等</u>	<u>事務所、支所又は分室</u>

	<u>附則1</u> <u>4. 1. (4)</u> <u>以下同じ</u>	<u>関東技審</u>	<u>東京事審</u>
	<u>附則1</u> <u>4. 2. (6)</u> <u>以下同じ</u>	<u>自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること</u>	<u>二次元コードの表示については、当分の間、記載を要しない</u>
	<u>附則1</u> <u>4. 11. (2)</u> <u>以下同じ</u>	<u>本則4-12-1(1)</u>	<u>規程2-12-1(1)</u>
	<u>附則1</u> <u>5.</u> <u>以下同じ</u>	<u>現車審査</u>	<u>現車検査</u>
	<u>附則1</u> <u>5. (1)</u> <u>以下同じ</u>	<u>本則4-7</u>	<u>規程2-7</u>
	<u>附則1</u> <u>5. (1)</u> <u>以下同じ</u>	<u>本則4-13</u>	<u>規程2-13</u>
	<u>附則1</u> <u>5. (2)</u> <u>以下同じ</u>	<u>自動車機構検査部長</u>	<u>本部検査部長</u>
	<u>附則1</u> <u>6.</u>	<u>事務所等</u>	<u>事務所、支所又は分室</u>
	<u>附則2</u> <u>3. 1.</u> <u>以下同じ</u>	<u>本則 4-13-2(4)</u>	<u>規程2-13-1 (2) ③</u>
	<u>附則2</u> <u>3. 2. (1)</u>	<u>運輸支局等と同一敷地内にある事務所等</u>	<u>事務所又は支所</u>

	<u>(以下、附則2及び附則3において同じ。)</u>	
	<u>附則2</u> <u>3. 2. (2)</u> <u>以下同じ</u>	<u>地方検査部</u> <u>主管事務所又は沖縄事務所</u>
	<u>附則2</u> <u>3. 2. (4)</u> <u>(以下、附則2及び附則3において同じ。)</u>	<u>事務所等</u> <u>事務所又は支所</u>
	<u>附則2</u> <u>4. 1. (2)</u> <u>以下同じ</u>	<u>受理した届出書等については、別途定める方法により当該届出に係る情報を記録するものとし、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に受付印を押印するとともに、事前審査管理番号を記載するものとする。</u> <u>受理した届出書等については、様式13の新規検査等事前審査管理台帳に定める必要事項を記載するものとし、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に受付印を押印するとともに、事前審査管理番号を記載するものとする。</u>
	<u>附 則 2</u> <u>4. 3. (3)</u> <u>附則3</u> <u>4. 3. (3)</u>	<u>別途定める方法により</u> <u>新規検査等事前審査管理台帳の備考欄に</u>
	<u>附則2</u> <u>4. 3. (3)</u>	<u>記録</u> <u>記載</u>

	<u>附則2</u> <u>8.2.</u> <u>附則3</u> <u>4. 3. (3)</u> <u>附則3</u> <u>8.2.</u>		
	<u>附則2</u> <u>4. 1. (2)②</u> 以下同じ	検査部記号 主管事務所又は沖縄事務所記号	
	<u>附則2</u> <u>4. 1. (2)②</u> 以下同じ	関東検査部 東京主管事務所	
	<u>附則2</u> <u>4. 1. (2)②</u> 以下同じ	北海道検査部 北海道技審 東北検査部 東北技審 関東検査部 関東技審 北陸信越検査部 北信技審 中部検査部 中部技審 近畿検査部 近畿技審 中国検査部 中国技審 四国検査部 四国技審 九州検査部 九州技審 沖縄事務所 沖縄技審	札幌主管事務所 札幌事審 宮城主管事務所 宮城事審 東京主管事務所 東京事審 新潟主管事務所 新潟事審 愛知主管事務所 愛知事審 大阪主管事務所 大阪事審 広島主管事務所 広島事審 香川主管事務所 香川事審 福岡主管事務所 福岡事審 沖縄事務所 沖縄事審
	<u>附則 2</u> <u>4. 3. (1)</u> 以下同じ	本則 4-13-2(5)	規程 2-13-1(2)④
	<u>附 則 2</u> <u>6. (1)</u> 以下同じ	本則 4-15 (6)	規程 2-15-1(6)
	<u>附則 2</u>	別添 4「改造自動車審査要領」の	規程別表

	7.21. (2) 附則2 8.2. 附則3 8.2.	別表第2 別途定める方法により	新規検査等事前審査管理台帳に
	附 則 2 10. 1. 附則3 10. 1.	新規検査等終了後、新規検査等の日から3年間（代表届出自動車にあっては書面審査が終了した日から5年間）、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。	新規検査等終了後、新規検査等事前審査管理台帳に検査終了年月日の記載を行うとともに、新規検査等の日から3年間（代表届出自動車にあっては書面審査が終了した日から5年間）、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。
	第1号様式 (その1) (別添2の 5. 関係) 以下同じ	独立行政法人自動車技術総合機構	軽自動車検査協会
	第8号様式 (別添2の 5. 関係) 以下同じ	所長（課長） 次長 上席検査官 主席検査官 検査官	所長 課長 特別検査員 総括検査員 上級検査員 主任検査員 検査員
	第9号様式 (その2) (別添2の 5. 関係)	改造自動車審査結果通知書	改造自動車等審査結果通知書
2-14 並行輸入自動車 2-14-1 審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」の準用	2-14 並行輸入自動車 2-14-1 審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」の準用		

(1) 並行輸入自動車の新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下 2-14 において「新規検査等」という。）は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」により実施するものとする。

ただし、当該要領中 3.2. (1)ただし書き及び 3.2. (2)③に係る取扱いについては準用しない。（以下 2-14 において同じ。）

(2)～(5) (略)

(6) 審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.14. 2. (5) 及び 6.14. 4. (3)の規定においては、別途通知する方法とする。

2-14-2 審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」の読み替え

審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

並行輸入自動車審査 要領	中欄	右欄
<u>1.</u>	<u>に係る審査を行うにあたり</u>	<u>を行うにあたり</u>
2. (10)	事務所等の長（地方検査部 にあっては検査課の長）	事務所長又は支所長
(略)	(略)	(略)
3. 2. (2)①	事務所等（地方検査部にあ っては検査課）	事務所又は支所
(略)	(略)	(略)
4. 1. (4)	3. 2. (2)①又は②の方法によ り提出された <u>届出書等</u> にあ っては(3)の処理、3. 2. (2) ③の方法により提出された	受付台帳への記載

(1) 並行輸入自動車の新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下 2-14 において「新規検査等」という。）は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」により実施するものとする。

ただし、当該要領中 3.2. (2)③に係る取扱いについては準用しない。（以下 2-14 において同じ。）

(2)～(5) (略)

(6) 審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.12. 2. (5) 及び 6.12. 4. (2)の規定においては、別途通知する方法とする。

2-14-2 審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」の読み替え

審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

並行輸入自動車審査 要領	中欄	右欄
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
2. (10)	事務所等の長（地方検査部 にあっては、 <u>検査課の長</u> ）	事務所長又は支所長
(略)	(略)	(略)
3. 2. (2)①	事務所等（地方検査部にあ っては、 <u>検査課</u> ）	事務所又は支所
(略)	(略)	(略)
4. 1. (4)	3. 2. (2)①又は②の方法によ り提出された <u>もの</u> にあつて は(3)の処理、3. 2. (2)③の 方法により提出された <u>もの</u>	受付台帳への記載

	<u>届出書等</u> にあっては <u>別途定める処理</u>	
(略)	(略)	(略)
<u>5.</u> <u>以下同じ</u>	<u>的確で厳正かつ公正な審査</u>	<u>公正かつ確實な検査</u>
5. 以下同じ	地方検査部	主管事務所
(略)	(略)	(略)
6. 2. <u>5.</u> (3) 6. 2. <u>6.</u> (2)	通知	依頼
<u>6. 2. 8.</u>	<u>「普通」、「小型」又は「大型特殊」のいずれか</u>	<u>「軽自動車」</u>
<u>6. 2. 9.</u>	<u>「乗用」、「乗合」、「貨物」、「特種」又は「建設機械」</u>	<u>「乗用」、「貨物」又は「特種」</u>
6. 2. <u>10.</u>	本則 5-3-8	規程 3-3-8
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
6. <u>14.</u> 2. (2) 以下同じ	本部	本部検査部検査企画課
6. <u>14.</u> 3. (2)②	本則 4-18	規程 2-18
8. <u>(1)</u>	本則 4-7	規程 2-7
(略)	(略)	(略)
第 <u>10</u> 号様式	所長（課長） 次長 上席 検査官 主席検査官 検査 官	所長 課長 特別検査員 総 括検査員 上級検査員 主任 検査員 検査員 <u>検査員補</u>

2-15 改造自動車等

2-15-1 改造自動車等の事前書面審査及び検査

	にあっては <u>届出システムの処理</u>	
(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
5. 以下同じ	地方検査部	主管事務所 <u>又は沖縄事務所</u>
(略)	(略)	(略)
6. 2. <u>6.</u> (3) 6. 2. <u>10.</u> (3)	通知	依頼
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
6. 2. <u>7.</u>	本則 5-3-8	規程 3-3-8
<u>6. 5.</u>	<u>本則 4-5-1</u>	<u>規程 2-5-1</u>
6. <u>12.</u> 2. (5) 以下同じ	本部	本部検査部検査企画課
6. <u>12.</u> 3. (2)②	本則 4-18	規程 2-18
8.	本則 4-7	規程 2-7
(略)	(略)	(略)
第 <u>9</u> 号様式	所長（課長） 次長 上席 検査官 主席検査官 検査 官	所長 課長 特別検査員 総 括検査員 上級検査員 主任 検査員 検査員

2-15 改造自動車等

2-15-1 改造自動車等の事前書面審査及び検査

- (1) (略)
- (2) 改造自動車等の新規検査等の申請を行おうとする者（以下2-15において「届出者」という。）に対しては、新規検査等に先立ち、審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」及び「改造自動車等の取扱い」にかかわらず、様式9の改造自動車等届出書（以下「届出書」という。）、様式10の改造概要等説明書（以下「説明書」という。）及び添付資料（届出書、説明書及び添付資料（以下2-15において「届出書等」という。））を別表に掲げる届出先の区分により、最寄りの事務所長等に提出することを求めるものとする。
- (3)～(5) (略)
- (6) 改造自動車に係る審査を2-13-1(2)⑥により実施する場合にあっては、(1)から(5)までの規定にかかわらず、2-13-1(2)により取扱うものとする。

#### 2-15-2 審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」の読み替え

審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

改造自動車審査要領	中欄	右欄
1.	に係る審査を行うにあたり	を行うにあたり
(略)	(略)	(略)
4.2.(1)① 以下同じ	地方検査部又は沖縄事務所	主管事務所長又は沖縄事務所長
(略)	(略)	(略)
5.3.(1)	本則4-15(3)で規定する取下願 出書は、第6号様式とする。	取下願出書は、規程2-15-1(3) で規定する様式11とする。
5.3.(3)	別途定める方法により取下処理を行った旨	改造自動車等受付台帳の備考欄に取下処理を行った旨（例：○）

- (1) (略)
- (2) 改造自動車等の新規検査等の申請を行おうとする者又は改造施工者（以下2-15において「届出者」という。）に対しては、新規検査等に先立ち、審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」及び「改造自動車等の取扱い」にかかわらず、様式9の改造自動車等届出書（以下「届出書」という。）、様式10の改造概要等説明書（以下「説明書」という。）及び添付資料（届出書、説明書及び添付資料（以下2-15において「届出書等」という。））を別表に掲げる届出先の区分により、最寄りの事務所長等に提出することを求めるものとする。
- (3)～(5) (略)
- (6) 改造自動車に係る審査を2-13-1(2)⑦により実施する場合にあっては、(1)から(5)までの規定にかかわらず、2-13-1(2)により取扱うものとする。

#### 2-15-2 審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」の読み替え

審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

改造自動車審査要領	中欄	右欄
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
4.2.(1)① 以下同じ	地方検査部	主管事務所長又は沖縄事務所長
(略)	(略)	(略)
5.3.(1)※下記 5.3.(1)から移動	(新設)	(新設)
5.3.(3)	別途定める方法により取下処理を行った旨	改造自動車等受付台帳の備考欄に取下処理を行った旨（例：○）

		年○月○日取下げ)
5. 3. (3) 8. 3.	記録	記載
(削除)	(削除)	(削除)
(略)	(略)	(略)

2-15-3(略)

## 2-16 特種用途自動車の検査

### 2-16-1 規定の適用

(1) 特種用途自動車に適用する規定については、それぞれの規定において、受検車両の受検時における各々の要素（例：自動車の種別、乗車定員、車両総重量等）を基に判断するものとする。

この場合において、次のいずれかに該当する特種用途自動車については「貨物の運送の用に供する自動車」とみなして取扱うものとし、それ以外の特種用途自動車については「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものとする。

①～②(略)

③ 指定自動車等以外の自動車を架装した特種用途自動車（①の自動車を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア～イ(略)

ウ ア又はイにより判断できない自動車にあっては、当該自動車に 装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における貨物自動車等に分類されるもの

(2)(略)

### 2-16-2 車体の形状の判定

用途区分通達及び用途区分細部取扱い通達によるほか、次により取扱うものとする。

		年○月○日取下げ)
5. 3. (3) 8. 3.	記録	記載
<u>5. 3. (1)</u>	<u>本則 4-15(3)で規定する取下願出書は、第 6 号様式とする。</u>	<u>取下願出書は、規程 2-15-1(3)で規定する様式 11 とする。</u>
(略)	(略)	(略)

2-15-3(略)

## 2-16 特種用途自動車の検査

### 2-16-1 規定の適用

(1) 特種用途自動車に適用する規定については、それぞれの規定において、受検車両の受検時における各々の要素（例：自動車の種別、乗車定員、車両総重量等）を基に判断するものとする。

この場合において、次のいずれかに該当する特種用途自動車については「貨物の運送の用に供する自動車」とみなして取扱うものとし、それ以外の特種用途自動車については「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものとする。

①～②(略)

③ 指定自動車等以外の自動車を架装した特種用途自動車（①の自動車を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア～イ(略)

ウ 当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における貨物自動車等に分類されるもの

(2)(略)

### 2-16-2 車体の形状の判定

用途区分通達及び用途区分細部取扱い通達によるほか、次により取扱うものとする。

(1) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車であって、当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における乗用自動車等に分類されるものについては、用途区分通達 4-1(3)①における「型式認証等を受けた自動車の用途が乗用自動車」とみなすものとし、同項中の「車体の形状」の判断については、審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」

6. 2. 10. を準用するものとする。

(2)(略)

## 2-17 貨物自動車の検査

### 2-17-1 用途の判定

用途区分通達によるほか、次によるものとする。

(1)(略)

(2) 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた指定自動車等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車の乗車人員の携帯品の積載箇所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しない。

ただし、車体の形状がステーションワゴンのもの（ステーションワゴン以外の自動車であるが審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6. 2. 10. を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であって座席後方の幌が車両の最後尾附近まであるものを含む。）に限り、後部座席等の取外し（座席定員の設定が複数ある状態で認証を受けたものについて、後部座席の取外しを行った状態のものと同様な状態で認証を受けたものを含む。）又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載箇所については物品積載設備とするものとする。

(1) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車であって、当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における乗用自動車等に分類されるものについては、用途区分通達 4-1(3)①における「型式認証等を受けた自動車の用途が乗用自動車」とみなすものとし、同項中の「車体の形状」の判断については、審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」

6. 2. 7. を準用するものとする。

(2)(略)

## 2-17 貨物自動車の検査

### 2-17-1 用途の判定

用途区分通達によるほか、次によるものとする。

(1)(略)

(2) 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた指定自動車等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車の乗車人員の携帯品の積載箇所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しない。

ただし、車体の形状がステーションワゴンのもの（ステーションワゴン以外の自動車であるが審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6. 2. 7. を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であって座席後方の幌が車両の最後尾附近まであるものを含む。）に限り、後部座席等の取外し（座席定員の設定が複数ある状態で認証等を受けたものについて、後部座席の取外しを行った状態のものと同様な状態で認証等を受けたものを含む。）又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載箇所については物品積載設備とするものとする。

<p>なお、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>①～③(略)</p> <p>(3)～(5)(略)</p> <p>2-17-2(略)</p> <p>2-18～2-20(略)</p> <p>2-21 自動運行装置を備える自動車の検査 自動運行装置を備える自動車の検査については、次により取扱うものとする。</p> <p>2-21-1(略)</p> <p>2-21-2 自動運行装置を備える自動車の判断</p> <p>(1) 新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る自動車にあっては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。</p> <p>① 指定自動車等 審査事務規程別添 2「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に自動運行装置を備える旨の記載があるもの</p> <p>② 並行輸入自動車 審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める<u>車両諸元概要表</u>の「自動運行装置」欄の「有」に○印が付されており、かつ、走行環境条件付与書の提示があるもの</p> <p>③(略)</p> <p>(2)(略)</p>	<p>なお、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>①～③(略)</p> <p>(3)～(5)(略)</p> <p>2-17-2(略)</p> <p>2-18～2-20(略)</p> <p>2-21 自動運行装置を備える自動車の検査 自動運行装置を備える自動車の検査については、次により取扱うものとする。</p> <p>2-21-1(略)</p> <p>2-21-2 自動運行装置を備える自動車の判断</p> <p>(1) 新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る自動車にあっては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。</p> <p>① 指定自動車等 審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に自動運行装置を備える旨の記載があるもの</p> <p>② 並行輸入自動車 審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める<u>並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 2））</u>の「自動運行装置」欄の「有」に○印が付されており、かつ、走行環境条件付与書の提示があるもの</p> <p>③(略)</p> <p>(2)(略)</p>
--	--

<p>2-21-3～2-21-4(略)</p> <p>2-22(略)</p> <p>2-23 圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱うものとする。</p> <p>① 検査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の1年<u>2か月</u>後の日とする。）を経過していないこと。  <u>この場合において、提出のあったガス容器等再試験結果証明書にガス容器等再試験を実施した日の1年1か月後の日が記載されている場合には、記載された有効期限に1か月を加算した日に読み替えて判断するものとする。</u></p> <p>② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること。</p> <p>③ ガス容器及びガス容器附属品（目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面）が著しく損傷していないこと。</p> <p>(3)(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>2-21-3～2-21-4(略)</p> <p>2-22(略)</p> <p>2-23 圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱うものとする。</p> <p>① 検査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の1年<u>1か月</u>後の日とする。）を経過していないこと</p> <p>② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること</p> <p>③ ガス容器及びガス容器附属品（目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面）が著しく損傷していないこと</p> <p>(3)(略)</p> <p><u>(4) 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（検査日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和5年12月20日以前のものについては、(1)の規定にかかわらず、審査事務規程7-25に規定するガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準は適用しない。（適用関係告示第13条第25項関係）</u></p>
--	--

<p>2-24～2-28(略)</p> <p>第3章 自動車検査証等及び高度化システムへの記録又は軽自動車検査票の記載</p> <p>3-1～3-2(略)</p> <p>3-3 軽自動車検査票の記載方法及び検査結果通知情報</p> <p>3-3-1～3-3-3(略)</p> <p>3-3-4 車名欄及び型式欄</p> <p>軽自動車検査票 2 の車名欄及び型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に記録するものとする。</p> <p>なお、電子情報処理システムにおいてコード設定されている車名についてはその表記とすること。</p> <p>①～⑤(略)</p> <p>⑥ 並行輸入自動車にあっては、審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.<u>3.</u> 及び<u>6.2.4.</u>により判定した車名及び型式</p> <p>⑦(略)</p> <p>3-3-5 原動機の型式欄</p> <p>軽自動車検査票の原動機の型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に記録するものとする。</p> <p>2-9の規定により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、軽自動車検査票の所定の欄に検査担当者印の押印を行うものとする。なお、運輸支局等で職権により原動機の型式を打刻したものにあってはその型式、原動機に表示された打刻等（鑄造浮出しを含む。）により原動機の型式が判明するものにあってはその型式、並行輸入自動車にあっては、審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.<u>6.</u>により判定した原動機の型式を記載し、電気式ハイブリッド自動車（ガソリン、LPG又はCNGを燃料とする自動車であって、原動機として内燃機関及び電動機を備え、</p>	<p>2-24～2-28(略)</p> <p>第3章 自動車検査証等及び高度化システムへの記録又は軽自動車検査票の記載</p> <p>3-1～3-2(略)</p> <p>3-3 軽自動車検査票の記載方法及び検査結果通知情報</p> <p>3-3-1～3-3-3(略)</p> <p>3-3-4 車名欄及び型式欄</p> <p>軽自動車検査票 2 の車名欄及び型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に記録するものとする。</p> <p>なお、電子情報処理システムにおいてコード設定されている車名についてはその表記とすること。</p> <p>①～⑤(略)</p> <p>⑥ 並行輸入自動車にあっては、審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.<u>5.</u>により判定した車名及び型式</p> <p>⑦(略)</p> <p>3-3-5 原動機の型式欄</p> <p>軽自動車検査票の原動機の型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に記録するものとする。</p> <p>2-9の規定により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、軽自動車検査票の所定の欄に検査担当者印の押印を行うものとする。なお、運輸支局等で職権により原動機の型式を打刻したものにあってはその型式、原動機に表示された打刻等（鑄造浮出しを含む。）により原動機の型式が判明するものにあってはその型式、並行輸入自動車にあっては、審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.<u>10.</u>により判定した原動機の型式を記載し、電気式ハイブリッド自動車（ガソリン、LPG又はCNGを燃料とする自動車であって、原動機として内燃機関及び電動機を備え、</p>
--	---

かつ、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能を備えたものの（ただし、蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えている自動車を除く。）等複数の原動機により駆動する自動車にあっては、それぞれの原動機の型式を「一」でつなぐものとする。

3-3-6～3-3-14(略)

### 3-3-15 備考欄

(1) 自動車検査証等の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録されるべき趣旨を同表中央右欄の記録例により軽自動車検査票2の備考欄に記載し、同表中央右欄の記録例及び同表右欄の記載例により自動車検査証等に記録する。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。((2)において同じ。) また、その他必要な事項についても必要に応じて記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

ただし、自動車予備検査証及び限定自動車検査証の備考欄については、記録例により記載するものとする。

(表)(略)

### 備考

※1(略)

※2 近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位（小数第1位四捨五入）までを騒音値とする。

なお、複数の近接排気騒音値が記載されている場合にあっては、最大値とする。

自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）

①(略)

② 指定自動車等以外の自動車

ア～エ (略)

かつ、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能を備えたものの（ただし、蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えている自動車を除く。）等複数の原動機により駆動する自動車にあっては、それぞれの原動機の型式を「一」でつなぐものとする。

3-3-6～3-3-14(略)

### 3-3-15 備考欄

(1) 自動車検査証等の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録されるべき趣旨を同表中央右欄の記録例により軽自動車検査票2の備考欄に記載し、同表中央右欄の記録例及び同表右欄の記載例により自動車検査証等に記録する。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。((2)において同じ。) また、その他必要な事項についても必要に応じて記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

ただし、自動車予備検査証及び限定自動車検査証の備考欄については、記録例により記載するものとする。

(表)(略)

### 備考

※1(略)

※2 近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位（小数第1位四捨五入）までを騒音値とする。

なお、複数の近接排気騒音値が記載されている場合にあっては、最大値とする。

自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）

①(略)

② 指定自動車等以外の自動車

ア～エ (略)

才 当該自動車を製作した者が発行した適合証明書

※3～※5(略)

- (2) 下表の「装置の性能等」欄に掲げる内容に関し、2-18 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、「審査事務規程より適用した規定」欄に掲げる規定により判断を行った場合は、軽自動車検査票2の備考欄に「記録例」欄の例により記載し、「記録例」及び「記載例」欄の例により自動車検査証等に記録するものとする。
- ただし、自動車予備検査証及び限定自動車検査証の備考欄については、記録例により記載するものとする。

装置の性能等	審査事務規程より適用した規定	記録例	記載例	備考欄コード
①(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
②(略)	7-23-1-2 <u>(6)</u>	(略)	(略)	(略)
③(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
④(略)	7-26-1-2-2 <u>(4)</u>	(略)	(略)	(略)
⑤(略)	7-29-1 <u>(4)</u>	(略)	(略)	(略)
⑥(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
⑦(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
⑧(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
⑨(略)	7-33-6-1 <u>(5)</u>	(略)	(略)	(略)

才 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書

※3～※5(略)

- (2) 下表の「装置の性能等」欄に掲げる内容に関し、2-18 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、「審査事務規程より適用した規定」欄に掲げる規定により判断を行った場合は、軽自動車検査票2の備考欄に「記録例」欄の例により記載し、「記録例」及び「記載例」欄の例により自動車検査証等に記録するものとする。
- ただし、自動車予備検査証及び限定自動車検査証の備考欄については、記録例により記載するものとする。

装置の性能等	審査事務規程より適用した規定	記録例	記載例	備考欄コード
①(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
②(略)	7-23-1-2 <u>(5)</u>	(略)	(略)	(略)
③(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
④(略)	7-26-1-2-2 <u>(3)</u>	(略)	(略)	(略)
⑤(略)	7-29-1 <u>(3)</u>	(略)	(略)	(略)
⑥(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
⑦(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
⑧(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
⑨(略)	7-33-6-1 <u>(4)</u>	(略)	(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
⑩(略)	7-23-1- 2 <u>(6)</u> 7-25-1- 2(5) 7-29- 1 <u>(4)</u>	(略)	(略)	(略)	⑩(略)	7-23-1- 2 <u>(5)</u> 7-25-1- 2(5) 7-29- 1 <u>(3)</u>	(略)	(略)	(略)
⑪(略)	7-23-1- 2 <u>(6)</u> 7-25-1- 2(5) 7-29- 1 <u>(4)</u> 7-31- 1(3)	(略)	(略)	(略)	⑪(略)	7-23-1- 2 <u>(5)</u> 7-25-1- 2(5) 7-29- 1 <u>(3)</u> 7-31- 1(3)	(略)	(略)	(略)
⑫(略)	7-23-1- 2 <u>(6)</u> 7-25-1- 2(5) 7-31- 1(3)	(略)	(略)	(略)	⑫(略)	7-23-1- 2 <u>(5)</u> 7-25-1- 2(5) 7-31- 1(3)	(略)	(略)	(略)
(3)～(6) (略) 3-3-16～3-3-17(略) 3-4 検査結果の通知 3-4-1～3-4-4(略) 3-4-5 検査中断 (1) 検査途中において 2-1(4)若しくは(7)の措置を講じた場合又は2-					(3)～(6) (略) 3-3-16～3-3-17(略) 3-4 検査結果の通知 3-4-1～3-4-4(略) 3-4-5 検査中断 (1) 検査途中において 2-1(4)若しくは(7)の措置を講じた場合又は2-				

<p>6-3(3)⑤、2-7(7)、2-8-2(5)、2-9(2)、2-12-2(6)④、2-12-2(8)①、 2-13-1(1)③、2-13-1(2)⑤、2-14-1 (5)、2-15-1 (5)、2-19(2)、2- 21-4 及び 2-22(1)の規定に基づき、受検者に対し検査できないため 検査を中断する旨を通告した場合には、その理由又は 2-1(1)若しくは(3)に該当する番号等のいずれかが記載された検査結果通知書にて受検者に通知するものとする。</p> <p>ただし、出張検査又は障害等により高度化システムを使用できない場合は、軽自動車検査票にて受検者に説明するものとする。</p> <p>この場合において、2-9(2)、2-12-2(6)④、2-15-1(5)及び2-22(1)の規定に基づく通告の理由は、それぞれ①、②及び③の例によるものとする。</p> <p>①～③(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3-4-6(略)</p> <p>第4章～第9章(略)</p> <p>別表(略)</p> <p>様式1～様式13(略)</p>	<p>6-3(3)⑤、2-7(7)、2-8-2(5)、2-9(2)、2-12-2(6)④、2-12-2(8)①、 2-13-1(1)③、2-13-1(2)⑥、2-14-1 (5)、2-15-1 (5)、2-19(2)、2- 21-4 及び 2-22(1)の規定に基づき、受検者に対し検査できないため 検査を中断する旨を通告した場合には、その理由又は 2-1(1)若しくは(3)に該当する番号等のいずれかが記載された検査結果通知書にて受検者に通知するものとする。</p> <p>ただし、出張検査又は障害等により高度化システムを使用できない場合は、軽自動車検査票にて受検者に説明するものとする。</p> <p>この場合において、2-9(2)、2-12-2(6)④、2-15-1(5)及び2-22(1)の規定に基づく通告の理由は、それぞれ①、②及び③の例によるものとする。</p> <p>①～③(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3-4-6(略)</p> <p>第4章～第9章(略)</p> <p>別表(略)</p> <p>様式1～様式13(略)</p>
--	--

#### 附 則〔令和7年3月24日協会規程第7号〕

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。
2. 令和7年9月30日以前に検査する自動車及び令和7年9月30日以前に新規検査等届出書が提出された自動車については、2-13の規定にかかわらず、令和7年3月24日付け規程第7号による改正前の2-13の規定によることができる。
3. 令和7年9月30日以前に並行輸入自動車届出書が提出された自動車については、2-14の規定にかかわらず、令和7年3月24日付け規程第7号による改正前の2-14の規定によることができる。